

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

交 通 局	(令和2年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>5-2 平日から休日にかけて夜間勤務を行った場合の給与の考え方について</p> <p>サンプル調査の結果、平日 21 時から翌日（休日）6 時までの勤務について、すべて休日給として給与が計算されている事象が発見された。21 時から 0 時までは平日、0 時から翌 6 時までは休日であるが、規定に明文記載はなく、慣習としてすべての時間を休日給として計算しているとの回答を得た。</p> <p>現在の取扱いについてはどこにも明文化されていないことから、明文化した上で判断の余地が入らない運用を行うべきである。</p>	<p>すべての職場を調査し、該当する職場を対象に改めて労使協議を行い必要な確認書を締結した。</p> <p>また、令和3年11月26日付で「交替制勤務職員の休日給の支給に関する要綱」を新たに制定し、明文化した。</p>	